

大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月17日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第6号

大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大和市国民健康保険条例(昭和34年大和市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「明治31年法律第9号」を「明治29年法律第89号」に改める。

第6条中「の各号」の次に「に掲げる場合」を加え、「掲げる割合」を「定める割合」に改める。

第7条第1項第3号中「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」に改める。

第8条第1項中「420,000円」を「500,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第8条第1項の規定は、施行日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。